

一般社団法人 高齢者住宅協会 会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高齢者住宅協会（以下「本協会」という。）定款第7条で定める会員の会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会員の会費は次の各号に定めるところによる。

- 一 1号会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年20万円とする
- 二 2号会員の会費は、サービス付き高齢者向け住宅の運営登録物件数（以下「登録物件数」という。）に応じた額とし、以下の通りとする
 - ① 登録物件数が、1棟の運営事業者 3万円/年
 - ② 登録物件数が、2棟～9棟までの運営事業者 5万円/年
 - ③ 登録物件数が、10棟以上の運営事業者 10万円/年
- 三 3号会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年7万円とする

(会費の請求)

第3条 会長は、前条の会費について、前年度の2月末日までに会員に対して請求するものとする。

- 2 会長は、新たに入会した会員の初年度の会費を入会承認後速やかに請求するものとする。

(会費の納入)

第4条 会員は、前条第1項に基づく会費の請求を受けたのち、毎年度4月末日までに、本協会が指定する口座に納入しなければならない。

- 2 新たに入会した会員は、前条第2項に基づく請求を受けたのち、30日以内に、本協会が指定する口座に納入しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月24日から適用する。
- 2 第3条第2項及び第4条第2項の規定は、設立時社員の初年度の会費の納入について準用する。

附 則

この規程は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月20日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、一般社団法人高齢者住宅推進機構の正会員又は情報会員として入会承認を受けた者については、「高齢者住宅協会」とあるのは「高齢者住宅推進機構」と、「1号会員」とあるのは「正会員」と、「3号会員」とあるのは「情報会員」と読み替えるものとする。

会員会費規程内規

(目的)

第1条 この内規は、会員会費規程の運用に関する詳細を規定することを目的とする

(2号会員に対する運用)

第2条 同一年度内に登録物件数が会員会費規程第2条第二号①から③に定める区分を超えて増減したときは、当該事実が発生した日から30日以内に事務局に届け出なければならない。ただし、新区分による会費は次年度より納付することとする。

2 10月以降の入会については、会員会費規程第2条第二号による会費の額は半額とする。